

第 12 章 緑 地 等

第 12 章 緑地等

12-1 概 要

新建築物の存在時における緑地等の状況について検討を行った。

12-2 調 査

現地踏査により、現況の把握を行った。

(1) 調査事項

- ① 事業予定地内の緑地の状況
- ② 事業予定地周辺の緑地の状況

(2) 調査方法

現地踏査により、緑地の状況を確認した。

(3) 調査結果

事業予定地及びその周辺における緑地の状況は、写真 2-12-1 及び図 2-12-1 に示すとおりである。



写真 2-12-1 事業予定地及びその周辺の状況（撮影日：平成 24 年 1 月／中日新聞社提供）

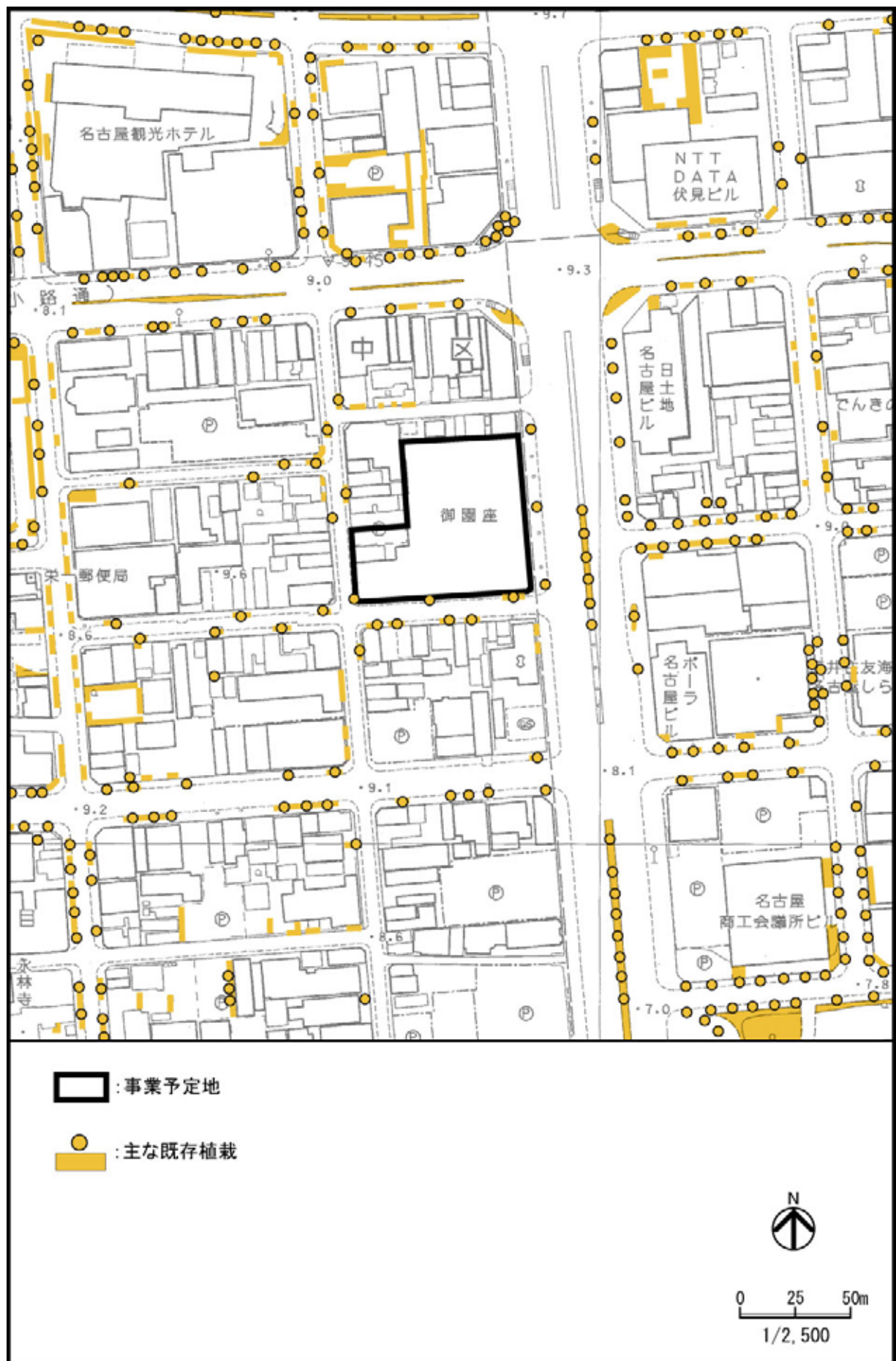


図 2-12-1 事業予定地及びその周辺の既存植栽等

① 事業予定地内の緑地の状況

事業予定地内には、緑地はない。

② 事業予定地周辺の緑地の状況

事業予定地東側には、街路樹として、落葉高木であるハナミズキが点在している。また、中央分離帯には、常緑高木であるクスノキが植栽されており、その根元には低木であるツツジ類が植栽されている。

事業予定地南側及び西側には、街路樹として、落葉高木であるナンキンハゼやメタセコイヤが点在しており、その根本には低木であるツバキ類やヒイラギナンテン等が植栽されている。

以上により、事業予定地周辺の緑地の現状は、緑の少ない環境である。

12-3 予 測

(1) 予測事項

事業の実施に伴い新設する緑地等の状況とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率
- ② 事業予定地周辺との調和

(2) 予測対象時期

新建築物の存在時

(3) 予測場所

① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

事業予定地内

② 事業予定地周辺との調和

事業予定地及びその周辺

(4) 予測方法

① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

既存植栽及び新設する緑地等の位置を図示するとともに、構成樹種等について明示した。また、新設する緑地面積を算出するとともに、事業予定地の面積に対する緑地面積の割合を緑化率として算出した。

② 事業予定地周辺との調和

事業予定地周辺における現存緑地の状況等を踏まえ、事業予定地内の緑化等による緑地の変化の程度や調和の状況について予測した。

(5) 予測結果

① 新設する緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

ア 緑地等の位置

緑地等の位置は、図 2-12-2 に示すとおりである。

新設する緑地等は、地上緑化、低層部の屋上緑化、保水性舗装に大きく分かれる。

地上緑化では、中高木や低木、地被類を植栽する。

低層棟の屋上緑化では、地被類を植栽する。

また、事業予定地内の北側及び南側は、保水性舗装する。

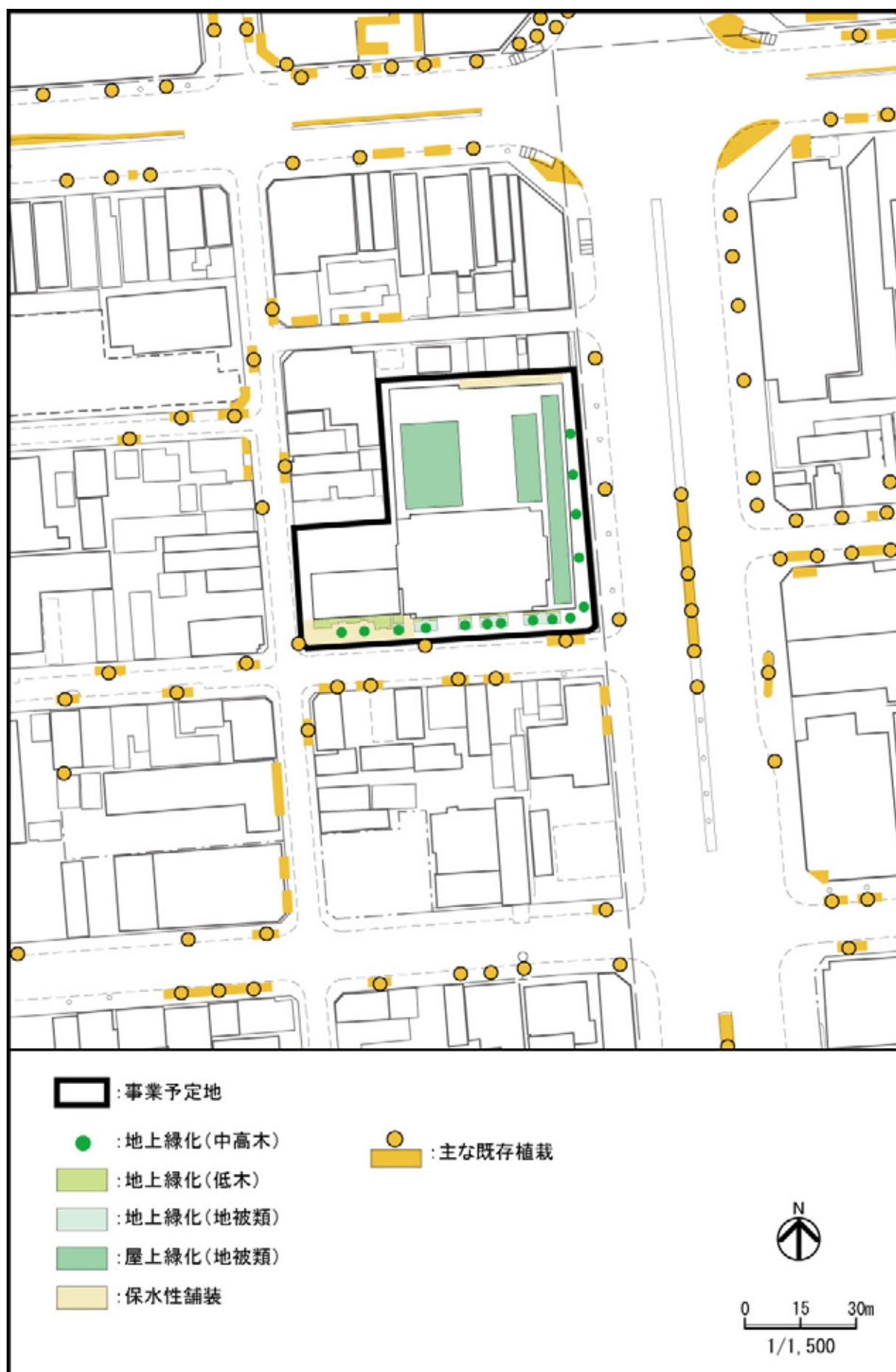


図 2-12-2 緑地等の位置と事業予定地周辺の既存植栽

イ 緑地等の種類

緑地等の種類は、表 2-12-1 に示すとおりである。

新設する緑地等は、地上緑化及び低層部の屋上緑化である緑地と、保水性舗装とする。

緑地に使用する樹種として、中高木はハナミズキやシラカシ、低木はアベリアやサツキ等、地被類はセダム類、ヘデラ、タマリユウ等とする。

なお、郷土種として、東海地方に自生する植物から、シラカシ及びシャガを選定する計画である。

表 2-12-1 緑地等の種類一覧（計画）

区 分	緑地等	形態及び樹種等
緑 地	地上緑化	中高木：ハナミズキ、シラカシ 低 木：アベリア、サツキ等 地被類：ヘデラ、タマリユウ、フィリヤブラン、シャガ等
	屋上緑化	地被類：セダム類
その他	保水性舗装	—

ウ 緑地等の面積

緑地等の面積は、表 2-12-2 に示すとおりである。

新設する緑地等の面積は、地上緑化約 250m²、低層部の屋上緑化約 750m²、保水性舗装約 300m²の合計約 1,300m²を予定している。

表 2-12-2 緑地等の面積一覧

区 分	緑地等	面 積 (m ²)
緑 地	地上緑化	約 250
	屋上緑化	約 750
	小 計	約 1,000
その他	保水性舗装	約 300
合 計		約 1,300

エ 緑化率

事業予定地の面積は約 5,000m²、緑地等の面積は約 1,300m²、緑地のみの面積は約 1,000m²であり、緑化率は、緑地等では約 26.0%、緑地のみでは約 20.0%となる。

② 事業予定地周辺との調和

本事業では、新建築物の東側及び南側に中高木等を植栽するとともに、低層部の屋上を広く緑化する。特に、新建築物東側に植栽する中高木は、伏見通沿いの街路樹との調和を取ることで、統一感のある緑地空間が形成されるものと予測される。

このような緑化計画により、事業予定地及びその周辺には、緑の多い快適な都市環境が新たに形成されるものと予測される。

12-4 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。

- ・新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う。
- ・緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病害虫の駆除等を計画的に行う。
- ・樹種の選定については、郷土種に配慮する。

12-5 評 価

予測結果によると、事業予定地内に中高木の植栽、屋上緑化等を行うことにより、約1,300m²の緑地等（緑地のみの場合は約1,000m²）が新設され、緑地のみの緑化率は約20.0%となり、「緑のまちづくり条例」に基づく緑化率の規制値（10%）を上回る。また、緑地等の整備により、周辺との調和が図られ、緑の多い快適な都市環境が新たに形成されるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、新設した緑地等については、適切に維持・管理作業を行う等の環境保全措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。